

道路敷地無償使用承諾書の御案内

東京都北区土木部施設管理課台帳係

1 道路敷地無償使用承諾書とは

道路敷地無償使用承諾書は、区が、建築基準法の規定に基づいて後退した私有地(いわゆるセットバック部分)を公道(特別区道・管理通路)として管理するために必要な書類です。

セットバック部分は、公道に面していても当然には公道の区域の一部とはなりません。区が公道の一部としてセットバック部分を管理するためには、土地の所有者等から使用承諾書を提出していただく必要がありますので、御理解・御協力のほどよろしくをお願いします。

2 セットバック部分の整備について

狭あい道路等拡幅整備事業(建築課細街路整備係所管)を利用する場合は、区でセットバック工事を行います。同事業を利用する場合は、建築課細街路整備係へ提出する同事業の申請書類のほかに、道路敷地無償使用承諾書又は寄付申出書を施設管理課台帳係に提出する必要があります。

同事業を利用しない場合は、自主整備となります。その場合は、工事着工前に、道路工事施工承認申請を行い、許可を受ける必要があります。申請を行う前に事前協議が必要となりますので、施設管理課占用係にお問い合わせください。

3 公道編入後の取扱いについて

公道に編入されると道路法又は管理通路条例が適用され、基本的に利用ができなくなります。(行政界でかつ隣接区が管理する道路の場合には、隣接区が管理する道路へ編入されます。)建築物や工作物等を築造すること、土石や竹木等を堆積すること、その他道路の構造または交通に支障を及ぼす行為は禁止されますので御注意ください。

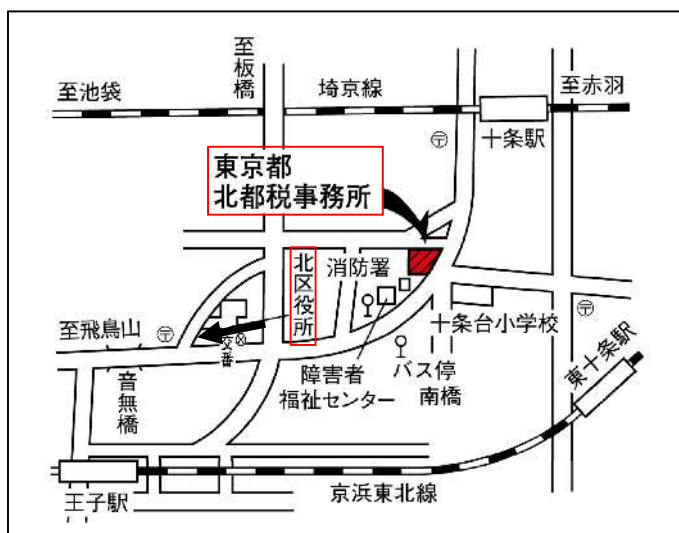
なお、無償使用承諾の場合、土地の所有権の変更はありません。

4 セットバック部分の固定資産税について

セットバック部分が道路整備された場合、一定の要件の下で固定資産税が非課税となります。この非課税の適用を受けるには、都税事務所土地班への申告が必要ですので、御注意ください。

【問合せ先】

- 道路無償敷地使用承諾書、公道への編入手続について
→土木部施設管理課台帳係
電話(03)3908-9230
- 狭あい道路等拡幅整備事業、二項道路中心線協議について
→まちづくり部建築課細街路整備係
電話(03)3908-9194
- 固定資産税の非課税について
→東京都北都税事務所
電話(03)3908-1179



捨印

道路敷地無償使用承諾書

令和 年 月 日

東京都北区長 殿

住所

土地所有者 氏名

実印

電話 () -

住所

借地人 氏名

実印

電話 () -

私が所有又は借地している下記の土地のうち、特別区道又は管理通路に接する建築基準法等に基づく後退部分を、貴区が道路として無償で使用することを承諾いたします。

また、本承諾後、道路となる下記の土地が道路法又は管理通路条例の適用を受けることを確認するとともに、下記の土地の所有権等を移転する場合は、新たな所有者等に本承諾の効力を承継させることを約します。

記

1 土地の所在

所在	地番	隅切	備考
北区 丁目	番のうち	なし 含む 含まない	

2 添付書類

- | | |
|--|----|
| (1) 案内図 | 1部 |
| (2) 公図（写し可。提出日前3箇月以内に発行のもの） | 1部 |
| (3) 求積図 | 1部 |
| (4) 道路配置図 | 1部 |
| (5) 土地の登記事項証明書（写し可。提出日前3箇月以内に発行のもの） | 1部 |
| (6) 印鑑証明書（原本。写し不可。提出日前3箇月以内に発行のもの） | 1部 |
| (7) 法人資格証明書（法人の場合・写し可。提出日前3箇月以内に発行のもの） | 1部 |

【注意事項】

※記入に誤りがあった場合、訂正が必要となりますので、捨印を承諾書の上部余白にあらかじめ押印いただきますよう、御協力お願いいたします。

※署名捺印の前に、必ず別紙の案内を御確認ください。

※道路配置図又は求積図に、①現在の道路幅員、②道路後退幅、③道路後退面積、④道路延長、⑤その他指示された事項が記載されていることを提出前に今一度御確認ください。

自主整備

道路敷地無償使用承諾書

捨印

令和 年 月 日

東京都北区長 殿

住 所

土地所有者 氏 名

実印

電 話 () -

住 所

借 地 人 氏 名

実印

電 話 () -

私が所有又は借地している下記の土地のうち、特別区道又は管理通路に接する建築基準法等に基づく後退部分を、貴区が道路として無償で使用することを承諾いたします。

また、本承諾後、道路となる下記の土地が道路法又は管理通路条例の適用を受けることを確認するとともに、下記の土地の所有権等を移転する場合は、新たな所有者等に本承諾の効力を承継させることを約します。

記

1 土地の所在

所 在	地 番	隅 切	備 考
北区 丁目	番 のうち	なし 含む 含まない	

2 添付書類

- | | |
|--|-----|
| (1) 案内図 | 1 部 |
| (2) 公図（写し可。提出日前3箇月以内に発行のもの） | 1 部 |
| (3) 求積図 | 1 部 |
| (4) 道路配置図 | 1 部 |
| (5) 土地の登記事項証明書（写し可。提出日前3箇月以内に発行のもの） | 1 部 |
| (6) 印鑑証明書（原本。写し不可。提出日前3箇月以内に発行のもの） | 1 部 |
| (7) 法人資格証明書（法人の場合・写し可。提出日前3箇月以内に発行のもの） | 1 部 |

【注意事項】

※記入に誤りがあった場合、訂正が必要となりますので、捨印を承諾書の上部余白にあらかじめ押印いただきますよう、御協力お願いいたします。

※署名捺印の前に、必ず別紙の案内を御確認ください。

※道路配置図又は求積図に、①現在の道路幅員、②道路後退幅、③道路後退面積、④道路延長、⑤その他指示された事項が記載されていることを提出前に今一度御確認ください。

捨印

記入例

道路敷地無償使用承諾書

令和 年 月 日

東京都北区長 殿

住所 北区王子本町〇-〇-〇

土地所有者 氏名 北区 太郎

実印

「土地所有者」は登記簿上の所有者全員のお名前と印鑑証明書のご印鑑をお願いします

電話 (〇〇) 〇〇〇〇-〇〇〇〇

住所 北区赤羽〇-〇-〇

※法人の場合は、法人名のほか印鑑証明書の代表者名と代表者印をお願いします

借地人 氏名 北区株式会社 代表取締役 王子 花子

実印

電話 (03) 〇〇〇〇-〇〇〇〇

私が所有又は借地している下記の土地のうち、特別区道又は管理通路に接する建築基準法等に基づく後退部分を、貴区が道路として無償で使用することを承諾いたします。

また、本承諾後、道路となる下記の土地が道路法又は管理通路条例の適用を受けることを確認するとともに、下記の土地の所有権等を移転する場合は、新たな所有者等に本承諾の効力を承継させることを約します。

記

該当するものを〇で囲んでください
※隅切部分を建築敷地面積に含めている場合は、「含まない」を〇で囲んでください

1 土地の所在

所在	地番	隅切	備考
北区 王子本町〇 丁目	〇〇番 〇〇のうち	なし 含む 含まない	

2 添付書類

※必ず添付書類チェックシートを利用し、ご確認をお願いします

後退用地が2筆以上にわたる場合は、その全ての地番をご記入ください

- | | |
|--|----|
| (1) 案内図 | 1部 |
| (2) 公図（写し可。提出日前3箇月以内に発行のもの） | 1部 |
| (3) 求積図 | 1部 |
| (4) 道路配置図 | 1部 |
| (5) 土地の登記事項証明書（写し可。提出日前3箇月以内に発行のもの） | 1部 |
| (6) 印鑑証明書（原本。写し不可。提出日前3箇月以内に発行のもの） | 1部 |
| (7) 法人資格証明書（法人の場合・写し可。提出日前3箇月以内に発行のもの） | 1部 |

【注意事項】

※記入に誤りがあった場合、訂正が必要となりますので、捨印を承諾書の上部余白にあらかじめ押印いただきますよう、御協力をお願いいたします。

※署名捺印の前に、必ず別紙の案内を御確認ください。

※道路配置図又は求積図に、①現在の道路幅員、②道路後退幅、③道路後退面積、④道路延長、⑤その他指示された事項が記載されていることを提出前に今一度御確認ください。

道路敷地無償使用承諾書 添付書類チェックシート

道路敷地無償使用承諾書を提出する前に、添付書類に不足や記載漏れ等がないかを、このチェックシートを利用して御確認ください。確認後、点検欄に「✓」を記入し、書類提出の際に御持参ください。

添付書類	確認事項	点検
1 案内図	<input type="checkbox"/> 当該地に印を付けること	
2 公図	<input type="checkbox"/> 写し可（登記情報提供サービスで出力したものでも可） <input type="checkbox"/> 提出日前3箇月以内のものであること	
3 求積図	<input type="checkbox"/> 道路配置図と別に求積図を作成する場合は、道路後退面積を求めること（2路線以上に接している場合、路線ごとに求積すること）	
4 道路配置図	<input type="checkbox"/> 特別区道又は管理通路に面している土地であることを確認すること（私道に面した部分の公道への編入はできません） <input type="checkbox"/> ①現在の道路幅員、②道路後退幅、③道路後退面積（2路線以上に接している場合、路線ごとに求積すること。求積図を別に作成するときは不要）、④道路延長が記載されていること（①から④全て必須） <input type="checkbox"/> 境界確定されている場合は、境界線を記載し、境界からセットバック線までの面積もあわせて算出しておくこと、固定資産税の非課税手続に図面をそのまま利用できることがあります（任意）	
5 土地の登記事項証明書	<input type="checkbox"/> 写し可（登記情報提供サービスで出力したものでも可） <input type="checkbox"/> 提出日前3箇月以内のものであること	
6 印鑑証明書	<input type="checkbox"/> 原本であること（写し不可） <input type="checkbox"/> 提出日前3箇月以内のものであること <input type="checkbox"/> 土地所有者・借地人（いる場合）いずれも提出すること <input type="checkbox"/> 共有の場合は、共有者全員から提出すること <input type="checkbox"/> 法人の場合は、印鑑証明書の代表者名と承諾書の代表者名が同一であること <input type="checkbox"/> 売買等により土地所有者等の変更が見込まれている場合は、事前に施設管理課台帳係と調整すること	
7 法人資格証明書 （土地所有者または借地人が法人の場合）	<input type="checkbox"/> 写し可（登記情報提供サービスで出力したものでも可） <input type="checkbox"/> 提出日前3箇月以内のものであること	
備考		
連絡先	住所 氏名 電話 メール	

【注意事項】

- 1 書類に不備がある場合は、提出後であっても補正を依頼することがあります。補正がなされないときは、道路敷地無償使用承諾書の受理ができず、道路の狭あい整備工事や公道への編入がなされませんので御注意ください。所定の期間補正がなされない場合は、提出書類を返戻することがあります。
- 2 現在の道路幅員の採り方に疑義がある場合は、道路配置図等を作成する際に、下図を持参して事前に施設管理課台帳係窓口で御相談ください。
- 3 後退部分の区道区域・管理通路区域への編入は、後退整備完了後に行います。
- 4 適正な道路後退が確認できた時点で、道路敷地無償使用承諾書は有効となります。

【道路敷地無償使用承諾書の提出先】

東京都北区土木部施設管理課台帳係（北区役所第一庁舎3階20番窓口）

電話（03）3908-9230